第81回　法曹人の新しいフィールド

国際NGOの勤務弁護士―政府と企業の国際人権法へのコンプライアンスの推進活動

カリフォルニア大学アーバイン校
ロースクール国際司法クリニック
デジタル・ライツ・フェロー
杉山 日那子
Sugiyama, Hinako

私は、現在、米国カリフォルニア大学アーバイン校ロースクールの国際司法クリニック（International Justice Clinic）のクリニカル・スーパーバイザーとして、表現の自由につき国連特別報告者（2014-2020）を務めたDavid Kaye教授とともに、学生を交えて、各国政府と民間企業（主にテクノロジー企業）の国際人権法へのコンプライアンスを推進しています。

私の経歴ですが、日本の渉外法律事務所にアソシエイトとして勤務し、企業コンプライアンスに注力した後、米国ロースクールへの留学中に人権分野に興味を持ち、卒業後、表現の自由とプライバシー権の擁護（アドボカシー）に注力する二つの国際NGO（①Electronic Frontier Foundation、②Access Now）で働く機会を得て同分野に熱意を感じ、現在も同分野に注力しています。このような経験から、本稿では、国際NGOの勤務弁護士の仕事やその人物像についてご紹介します。

国際NGOとは

NGOは、政府から独立した立場で市民社会のために活動する非営利団体です。規模や特化する地理的範囲、テーマ（人権問題、環境問題、その中の更に細分化された分野など）は団体によって様々です。問題に直面する方たちへの個別具体的な支援に注力する団体があれば、訴訟や政策立案者への情報提供やブログやSNSを通じた一般向けの情報提供やキャンペーンの展開を通じて制度の変革を促す団体など、方法も団体により様々です（本稿は後者のような団体を念頭に置いています。）。国際NGOに正式な定義があるわけではなく、複数の国や地域にまたがり活動する団体という意味で緩やかに理解されていると思います。

国際NGOの勤務弁護士の仕事内容

国際NGOでの勤務弁護士の仕事の中心はその団体の目的を法的手段やリーガルマインドを用いて実現することです。その仕事の内容は、緩やかに訴訟とポリシーの仕事（意見の発信や政策決定者への働きかけ）に区別できますが、NGOは、訴訟について、勝訴判決を通じて達成される被害者の救済や制度の改変だけでなく、訴訟手続の遂行自体に人権侵害の正式な記録や問題の周知というより広い価値を見いだすので、感覚的には訴訟と訴訟以外の仕事で本質的な違いはない印象です。

その他、仕事の成果を最大化する上で、関連領域に取り組む他のNGO、アカデミア、国連・EU等の国際機関、企業の法務や人権部門、法律事務所のプロボノ弁護士との協働が欠かせないので、国際会議等に出席して自分の取組について発表して他団体との協働の機会を探ったり、ネットワーキングをしたりすることも大事な仕事の一つです。また、新たな案件を考えて外部の資金を申請したり、案件の効果を資金提供者に対し説明したりすることも仕事の一つです。

以下では、より弁護士らしい仕事ということで、国際NGOの訴訟に関する仕事についてもう少し具体的に説明します。

Electronic Frontier Foundation（以下「EFF」といいます。）は、テクノロジーと人権の交差領域に注力する団体で、特に米国裁判所における訴訟を積極的に活用しています。私が同団体で関与したケースの一つに、Loujain AlHathloul v. DarkMatter Group, et alがあります。AlHathloulさんは、サウジアラビア政府に女性への運転免許発行を解禁させる上で大きな役割を果たしたことで知られる著名な活動家で、サウジアラビア政府に恣意的に逮捕・拘禁され、拘禁中には身体的暴力などの拷問にさらされていました。彼女のスマートフォンが逮捕前の時点でスパイウェア（秘密裏に端末の位置情報や暗号技術で守られたや

り取りなどあらゆるデータを抽出したり、録画録音機能を利用した監視を可能にしたりするマルウェア）に感染していたことが発覚し、EFFがAlHathloulさんを代理して、スパイウェアをサウジアラビアのために開発し作動させたとされるDarkMatter社と同社を運営する元米国諜報部員に対し、彼らのビジネスがサウジアラビア政府による恣意的逮捕・拘禁を可能にしたとして、米国の裁判所に訴訟提起しました。国際人権訴訟につきものですが、訴訟提起前には、事実調査と実体法の法的検討に加え、管轄、敗訴時の弁護士費用の負担リスク、被告による外国主権免責の援用可能性、国際送達などの訴訟法の論点が満載で、これらについて見通しを得るため多くの法的調査・分析を必要としました。なお、裁判所は、今年3月に、人的管轄権の欠如を理由に請求を却下しましたが[1]、5月に原告より修正訴状が提出され、現在も審理が続いています。

次に、国際NGOの弁護士にとって、実際の訴訟提起・追行だけでなく、意見書等の提出も、人権適合的な法規範の国際的な発展のための重要なツールです。私がAccess Nowに在籍していた際、ナイジェリア政府がツイッターの利用を禁止した命令の憲法と国際人権条約への適合性が争われたケースについて、西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）裁判所に提出するアミカス・ブリーフと呼ばれる意見書類似の書面を提出しました。同禁止令は、同国の大統領が、自身のツイートが特定の民族に対して攻撃的であり、ユーザールールに反するとしてツイッター社に削除されたことへの報復として行われましたが、同書面では、インドやインドネシア、トーゴ等の関連判例を参照しながら、ツイッター禁止がいかに国際人権規約の保障する、ナイジェリアの人々の表現の自由や経済的及び社会的権利を侵害するか説明しました。ECOWAS裁判所は、同禁止令が、自由権規約並びに人及び人民の権利に関するアフリカ憲章が保障する表現の自由を侵害する違法なものであると判断し、同国政府に再発防止措置を講じるよう命じました[2]。

また、現在私が勤務する国際司法クリニックも、日本を含めた各国の裁判所へ、表現の自由やプライバシーが関わる事件についてNGOと共同で数多くの意見書を提出しています。

その他、国際人権条約の個人通報制度（日本も同制度の受入れが待たれるところです。）、国連の人権条約体による定期審査へのNGOレポートの提出、国連特別報告者への通報、OECDのナショナル・コンタクト・ポイントへの企業活動に関する苦情の提出などの国際機関の手続も、国際NGOの有用なツールです。

国際NGOの勤務弁護士の人物像

NGOの資金力には限りがあり、若手を育てる十分な余力がないことも多いので、新卒での採用よりも、法律事務所のアソシエイトやパートナー、公務員、研究者がNGOに移籍するケースも少なくないように思います。新卒でも中途でも、正式採用の前に1、2年間の有期雇用（NGOからは給与が出ないこともあり、その場合、慈善団体等から資金を調達する必要があります。）を挟むなどして、専門性と人脈を築いて正式採用の道を形作っていくことが一般的です。

私が感銘を受けた国際NGOの勤務弁護士たちの特徴をまとめるとすれば、私が日本でお世話になった方々と変わりませんが、優秀さに加え、高い想像力を有する（最も難しい立場に置かれた方の視点で事象を捉えることができる）、アンテナが鋭い、前向き、ユーモアに富む、法律家に限らず様々なバックグランドの方とうまく協働できる、といったところでしょうか。

終わりに

簡単にご紹介しましたが、創意工夫を凝らして規範の進歩を目指す人権アドボカシーは、大変楽しいですし、この上ないやりがいをもたらしてくれます。

誰もが、与えられた境界線を超えて情報取得、意見形成、発信できる環境、何より、社会構造に起因して難しい状況に置かれた方が、自らまたは支援者や記者を通じて、その声を意思決定者に届けるルートを確保するために、表現の自由や、表現の萎縮効果を防ぐための不可欠な前提条件であるプライバシー保護について、今後も、各国・地域の法制度や裁判例、文化や歴史、人の暮らしについて理解を深め、政府や企業の人権法の遵守を推進する仕事を続けたいと思っています。会員の皆様と、何らかの形で協働させていただく機会を楽しみにしております。

1） Loujain AlHathloul v. DarkMatter Group, et al, Case No. 3:21-cv-01787-IM, オレゴン州ポートランド区連邦地方裁判所（2023年3月16日）

2） SERAP v. Federal Republic of Nigeria, ECW/CCJ/JUD/40/22, 西アフリカ諸国経済共同体裁判所（2022年7月14日）